

○財務省告示第百二十六号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

ただし、平成二十三年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び平成二十四年度における予備費使用に係る経費を除く。

平成二十四年四月三日

財務大臣 安住 淳

別 表

1 一般会計

歳出予算（繰越経費を含む。）

所 管	組 織	項
内 閣 府	内 閣 本 府	沖縄開発事業費
外 務 省	外 務 本 省	経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費
農林水産省	農 林 水 産 本 省	農業生産基盤保全管理・整備事業費 農業施設災害復旧事業費
	林 野 庁	山林施設災害復旧事業費
	水 産 庁	漁港施設災害復旧事業費
国土交通省	国 土 交 通 本 省	国営公園等事業費 北海道開発事業費 河川等災害復旧事業費
環 境 省	環 境 本 省	自然公園等事業費
防 衛 省	防 衛 本 省	航空機整備費 艦船整備費のうち 艦船修理費

2 特別会計

歳出予算（繰越経費を含む。）

所 管	特 別 会 計	項
農林水産省	国 有 林 野 事 業	国有林野災害復旧事業費
国土交通省	社会資本整備事業	
	治 水 勘 定	河川整備事業費 北海道河川整備事業費 沖縄河川整備事業費 砂防事業費
	道 路 整 備 勘 定	道路交通安全対策事業費 北海道道路交通安全対策事業費 沖縄道路交通安全対策事業費
	業 務 勘 定	業務取扱費のうち 営繕宿舍費

3 繰 越 経 費

財政法第34条の2第1項の規定により平成23年度において指定された経費で、平成24年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。